

第366回矢板市議会定例会

提出議案説明書

令和3年3月

矢板市

提出議案説明書

第366回矢板市議会定例会の開会にあたり、令和3年度予算案及び関連する諸議案の御審議をお願いするとともに、提案理由並びに市政運営についての所信を申し上げ、議員各位並びに矢板市民の皆様の御理解と、一層の御協力を賜りたいと思います。

令和3年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況ではありますが、持ち直しの動きがみられ、先行きについては、感染拡大の防止策を講じる中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されております。しかしながら、国内外の感染拡大による下振れリスクの高まりなどに、十分注意する必要があるとされております。

栃木県内の経済情勢につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にある中、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっており、感染拡大が地域経済に与える影響に十分注意する必要があるとされております。

矢板市の現状といたしましては、市税のうち固定資産税、軽自動車税などは増収となりますが、人口減少やコロナ禍における景気悪化の影響により、個人市民税、法人市民税などが減少し、市税全体では減収となる見通しです。

一方で、国の地方財政計画において地方交付税が5.1%の増となっていることから、矢板市に交付される普通交付税は、前年度より増加するものと見込んでおりますが、少子高齢化の進行などによる社会保障関係経費が増え続けている状況の中で、柔軟性を欠いた財政運営になっており、安定した市政運営を行うためには、依

然として厳しい状況が続いております。

このような中、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする、市政運営の基本指針である「矢板市総合計画」及び「矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に策定し、2つの計画を合わせて「やいた創生未来プラン」と命名いたしました。

「矢板市総合計画」につきましては、人口減少や少子高齢化の進行など、市政を取り巻く状況の変化や厳しい財政状況が見込まれる中で、限られた行政資源を最大限に活用し、より良いまちづくりを着実に進めていくため、今後5年間で重点的に実施する予定の施策や事業を記載した「重点戦略型」の計画といたしました。将来像に「『未来へ』～みんなで作る新時代」を掲げ、豊かな自然を大切にしながら、矢板の良さを生かして、市民や行政、様々な主体が協力し合いながら、新時代に適応したまちを創り、矢板市の未来へつなぐことができるよう、各種施策に取り組んでまいります。まちづくりの重点項目には、「時代に即した産業を振興するまちづくり」、「災害に強いまちづくり」、「未来社会を切り拓くひとづくり」、「健幸（健康で幸せ）なまちづくり」、「安心快適なまちづくり」を掲げ、SDGs（持続可能な開発目標）、Society 5.0、新しい生活様式を踏まえたまちづくりを進めてまいります。

「矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、第1期に引き続き、人口減少の克服と人口減少社会への適応という2つの課題に対応するため、「安定した雇用をつくとともに、安心して働けるようにする」、「来てもらう、住んでもらう、新しい人の流れをつくる」、「多世代を支援する」、「安心して快適に暮

らすことができる活力ある地域をつくる」の4つの基本目標のほか、「多様な人材の活躍を推進する」、「新しい時代の流れを力にする」という横断的な目標を掲げ、様々な施策に取り組んでまいります。

令和3年度は、「やいた創生未来プラン」のスタートの年度となります。

先日オープンしました「矢板市子ども未来館」は、県産材を利用した大型遊具を設置した遊びのスペースや、子育て相談、イベント開催ができる多目的室などを備えており、子ども・子育て支援拠点として活用し、子育て支援の充実を図ってまいります。

矢板北スマートインターチェンジは3月下旬に開通が予定されており、本市の観光資源である北部地域や中心市街地へのアクセスが向上することから、既存の観光資源の磨き上げなど一層力を入れ、本市の魅力を発信し、更なる観光客誘致に努めてまいります。

市民の移動手段の確保のため、令和3年10月から予定しております、デマンド交通の導入及び市営バスの中央部循環路線の充実に向けての準備も進めてまいります。

また、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進や、首都圏からのサテライトオフィスの誘致など新たな施策にも取り組んでまいります。

つづきまして、令和3年度の当初予算案の概要について申し上げます。

令和3年度は、本年度に引き続き、「いのちを守る」「経済を復興する」「学びを取り戻す」の3つを基本方向とする「アフターコロナ矢板創生戦略」を進化させ、感染症に強いまちづくりと、矢板市における地方創生、「矢板創生」を実現してまいります。このようなことから、令和3年度予算案につきましては、「新型コロナ

克服 矢板創生予算」と命名いたしました。

令和3年度の矢板市の一般会計と4つの特別会計、2つの企業会計についてであります。予算規模につきましては、当初予算の総額が227億6,140万円で、前年度の当初予算額と比較いたしまして6億1,420万円、2.6%の減となっております。

内訳としましては、一般会計は130億800万円、対前年度比3.4%の減、各特別会計につきましては、介護保険特別会計が31億6,580万円、国民健康保険特別会計が36億1,480万円、後期高齢者医療特別会計が4億710万円、ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計が960万円で、特別会計の合計は71億9,730万円、対前年度比2.4%の減、水道事業会計は12億6,400万円、対前年度比3.1%の増、下水道事業会計は12億9,210万円で対前年度比1.7%の減となっております。

次に、令和3年度の主な施策につきまして、次期矢板市総合計画の重点項目別に概要を申し上げます。

まず、第一に、時代に即した産業を振興するまちづくりの推進であります。

時代に即した産業を振興するまちづくりとしては、UIJターンを促進する勤労者対策事業、商業等活性化支援事業、企業誘致推進事業など、持続可能な農林業を振興するまちづくりとしては、農林業・畜産振興事業など、自然・歴史・文化などの地域資源を生かした観光スタイルのまちづくりとしては、矢板市の魅力を創出するシティプロモーション事業、スポーツツーリズム推進事業などに係る経費を計上いたしました。

第二に、災害に強いまちづくりの推進であります。

豊かな自然を大切にす、省資源で循環型のまちづくりとしては、ごみ減量・資源化事業、ごみ収集事業など、気候変動に適応した、災害に強いまちづくりとしては、近年頻発する自然災害に対応するため、河川維持事業、防災活動推進事業などに係る経費を計上いたしました。

第三に、未来社会を切り拓くまちづくりの推進であります。

未来を担う子どもたちへ多様な教育機会を提供するまちづくりとしては、外国語指導助手活用事業、給食費の2カ月分を引き続き補助する学校給食事業など、すべての人が生涯成長するまちづくりとしては、生涯学習機会充実事業や、文化体育複合施設の整備、矢板ふるさと支援センターを基盤に地域活性化を図る地域づくり支援事業、定住促進補助事業などに係る経費を計上いたしました。

第四に、健幸なまちづくりの推進であります。

安心して子どもを産み育てることができるまちづくりとしては、矢板市子ども未来館などによる子育て相談・交流拠点の充実、子育て支援医療費助成事業、学童保育館活動支援事業など、医療や支援の輪が充実した健幸なまちづくりとしては、健康増進事業、健康マイレージ事業、こども・成人予防接種事業、障害者総合支援事業、生活困窮者自立支援事業などに係る経費を計上いたしました。

第五に、安心快適なまちづくりの推進であります。

すべての市民が地域で安心して快適に暮らせるまちづくりとしては、交通安全対策管理事業、空家等対策推進事業、計画的な土地利用を推進するための地籍調査事

業、市営バスやデマンド交通の運行、生活道路の安全・安心を守る市道維持管理事業などに係る経費を計上いたしました。

以上、市政運営についての私の所信と令和3年度予算案の概要について申し述べました。

全国的には新型コロナウイルスの感染の終息の兆しが見えない状況にありますが、「やいた創生未来プラン」を着実に推進していくことで、アフターコロナの時代のふるさと矢板を、より賑やかで明るいまちにしていきたいと思いますので、議員各位及び市民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、各議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会に提出いたしました議案は、市長の専決処分事項承認1件、令和3年度当初予算7件、令和2年度補正予算1件、条例の一部改正11件、条例の廃止1件、人事案件1件及びその他4件の計26件であります。

議案第1号 市長の専決処分事項承認については、専決第1号 令和2年度矢板市一般会計補正予算（第8号）であります。

国の第3次補正予算による新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を財源とする諸事業の経費で、歳入歳出にそれぞれ5,770万円を追加計上し、予算総額を181億8,200万円に補正したものであります。

まず、歳出について御説明申し上げますと、民生費の社会福祉総務費、衛生費の保健総務費及び予防費、商工費の商業振興費、教育費の小・中学校一般管理費、

小・中学校保健安全給食事業及び小・中学校教育振興費に係る経費を追加計上いたしました。

また、職員給与費等につきましても、時間外勤務手当の調整を行いました。

これらに係る財源につきましては、国庫支出金を追加計上し、繰入金を減額いたしました。

緊急執行を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、法の定めるところにより専決処分をいたしました。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 す い)

(専 決 処 分)

第 1 7 9 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 1 1 3 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。以下省略

2 省略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 省略

議案第 2 号から議案第 8 号までの 7 議案については、それぞれ令和 3 年度の矢板市一般会計、各特別会計及び企業会計の予算案であります。内容等につきましては、先ほど予算編成方針の主要な施策の概要で御説明申し上げたとおりであります。

議案第 9 号 令和 2 年度矢板市一般会計補正予算 (第 9 号) については、歳入歳出すべてについて検討を加え、過不足を精査のうえ、新たな財政需要に適切に対処

することとして編成いたしました。

その結果、歳入歳出からそれぞれ3億460万円を減額し、予算総額を178億7,740万円に補正しようとするものであります。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

まず、歳出について追加計上したものは、総務費における職員厚生費、人事給与管理費及び企画調整費、民生費における児童福祉対策事業及び児童措置費、農林水産業費における農業振興事業及び土地改良管理事業、教育費における小学校一般管理費であります。

一方、減額した主なものは、議会費における議会運営事務、総務費における入札検査等事務費、財産管理費、特別定額給付金支給事業等、民生費における高齢者在宅生活支援サービス総合推進事業、高齢者啓発推進事業及び老人保護措置事業、農林水産業費における農業総務費、農業経営基盤強化促進対策事業、林業振興事業等、商工費における観光費、土木費における道路新設改良費、橋りょう維持費、市営住宅整備事業等、消防費における防災活動推進事業等、教育費における小・中学校教育振興費及び保健体育総務費であります。

また、職員給与費等につきましても、時間外勤務手当及び退職手当負担金の調整を行いました。

なお、これらの財源につきましては、市税、地方消費税交付金、県支出金及び寄附金を追加計上し、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、諸収入及び市債を減額いたしました。

あわせて、繰越明許費、債務負担行為及び地方債につきましても所要の補正をしようとするものであります。

議案第10号 矢板市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について及び議案

第18号 矢板市火入れに関する条例の一部改正については、押印の見直し等に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第11号 矢板市長等の給料の特例に関する条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症の拡大による本市の深刻な状況を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給料の削減の特例期間を令和4年3月31日まで延長するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第12号 矢板市国民健康保険条例の一部改正については、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号 矢板市介護保険条例の一部改正については、介護保険法の規定に基づく介護保険事業計画の策定に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第14号 矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第15号 矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第16号 矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第17号 矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、介護保険法の

規定に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものがあります。

議案第19号 矢板市企業誘致条例の一部改正については、矢板南産業団地のみならず、市内への企業誘致を推進し、地域経済の活性化及び雇用の維持・確保を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号 矢板市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正については、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等が公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第21号 矢板都市計画事業木幡土地区画整理事業施行に関する条例の廃止については、木幡土地区画整理事業施行期間が令和3年3月31日をもって終了となるため、条例を廃止するものであります。

議案第22号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、本市固定資産評価審査委員会委員であります田上孝氏が、令和3年3月31日をもって任期が満了になりますので、後任の委員に、矢板市■■■■■、豊田光徳氏を選任することを最も適切と認め、その選任について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地方税法（抜すい）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 第1項及び第2項省略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

以下省略

議案第23号 やいた創生未来プランについては、少子高齢化の進行をはじめ、まちづくりに対する新たな課題に対応しながら、市勢の持続的発展により、未来に夢と希望の持てるまちづくりを目指すため、その指針となる計画を策定したので、条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号 矢板市国土強靱化地域計画については、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定したので、条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

議案第25号 財産の減額貸付については、旧長井小学校校舎の賃貸借契約が、令和3年3月31日で満了となることに伴い、引き続き、校舎の有効活用を図るとともに、福祉の向上、地域の活性化、雇用の創出等を図るため、減額貸付することについて、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない

い。

第1号から第5号まで省略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

以下省略

(財産の管理及び処分)

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

第3項 省略

議案第26号 矢板市営住宅及び矢板市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定については、公の施設の指定管理者の指定について、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方自治法（抜すい）

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 第1項から第5項まで省略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

以下省略

以上が、本定例会に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願いいたします。